

# 令和6年4月から、B型・C型肝炎ウイルスが原因の 肝がん・重度肝硬変の 医療費助成制度が変わります

◆肝がん・重度肝硬変の自己負担額について、  
高額療養費の限度額を超えた月の要件が次のとおりとなります。

～R6.3

過去1年間で3月以上



R6.4～

過去2年間で2月以上

1月基準額を超えた段階で申請できます。

治療2月目から対象治療の入院も通院も自己負担、月1万円へ

この医療費助成の  
対象となる方

住民票の住所が山口県内で、公的医療保険に加入されている方のうち、以下①～④の要件を全て満たす方

- ①B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん又は重度肝硬変と診断された方
- ②世帯年収が概ね370万円以下の方
- ③肝がん・重度肝硬変の治療研究に協力していただける方
- ④以下の保険適用の対象治療について、自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去2年間で2月以上ある方
  - ◎肝がん又は重度肝硬変の入院治療
  - ◎肝がんの分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法・粒子線治療による通院治療



## 申請・助成制度利用の流れ

- ①この助成制度の対象治療を受け、自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去2年間で2月以上の見込みになりましたら、指定医療機関で臨床調査個人票(診断書)と医療記録票を記載してもらい、同意書(臨床調査個人票の下部)に氏名を記載します。
- ②申請書、臨床調査個人票、医療記録票等を揃え、管轄の健康福祉センター又は下関市立下関保健所に申請します。認定されれば県から参加者証が送付されます。
- ③指定医療機関でこの助成制度の対象治療を受け、自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去2年間で2月以上の場合、自己負担額が1医療機関当たり月額1万円となります。指定医療機関・調剤薬局で参加者証と医療記録票を提示してください。

(注)通院治療の場合、いったん高額療養費の限度額までお支払いいただき、後日、県に請求することで医療費を助成します(償還払い)。

(注)申請に必要な書類や指定医療機関の一覧については、山口県ホームページをご覧ください。

山口県 肝がん 重度  
肝硬変



ご不明なことは 山口県 健康福祉部 健康増進課 までどうぞ

電話:083-933-2950、FAX:083-933-2969

## ◆申請書・償還払い請求書の提出先窓口

名 称	住 所	電話番号	管轄市町
下関市立下関保健所 健康推進課	〒750-8521 下関市南部町1-1 (下関市役所本庁舎西棟3階)	083-231-1935	下関市
岩国健康福祉センター (岩国環境保健所)	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1 (山口県岩国総合庁舎2階)	0827-29-1523	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター (柳井環境保健所)	〒742-0031 柳井市南町3-9-3 (山口県柳井総合庁舎1階)	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、 上関町、田布施町、 平生町
周南健康福祉センター (周南環境保健所)	〒745-0004 周南市毛利町2-38 (山口県周南総合庁舎3階)	0834-33-6425	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター (山口環境保健所)	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1 (山口県総合保健会館1階)	083-934-2531	山口市
山口健康福祉センター 防府支所	〒747-0801 防府市駅南町13-40 (山口県防府総合庁舎1階)	0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター (宇部環境保健所)	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 (山口県宇部総合庁舎2階)	0836-31-3202	宇部市、美祢市、 山陽小野田市
長門健康福祉センター (長門環境保健所)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター (萩環境保健所)	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1 (山口県萩総合庁舎と同一敷地)	0838-25-2669	萩市、阿武町

## 郵送による書類提出をご利用できます。

この助成制度に関係する全ての手続きについては、郵送による書類提出も可能です。  
なお、以下の点にご留意願います。

- ・書類に不備があった場合は、手続きに時間を要する場合がありますので、早めの提出をお願いします。
- ・書類の記載内容の確認等のため、提出先窓口の担当者から電話をすることがあります。つながりやすい電話番号(携帯電話等)を申請書等に記載されるよう、お願いします。